

平成26年度の市・県民税

税額が決定、通知書を発送

市では、平成26年度の「市民税・県民税 税額決定・納税通知書」を、6月13日に発送しました。本年度から均等割額が全国的に1、000円増額になりました。引き上げによる増収分は、市や県が行う防災・減災費用に充てられます。

課税方法

平成26年度の市・県民税は、平成25年1～12月の所得から税金を計算して、平成26年1月1日現在の住所地で課税されます。

個人の市・県民税は、一定の金額を負担する「均等割」と所得に応じて負担する「所得割」で構成

されています。

東日本大震災の教訓を生かし、

自然災害に強いまちづくりを実現するため、平成26～35年度の10年間は全国的に、均等割の額に1、000円(市民税・県民税各500円)が加算されます。増額分は、市や県が実施する防災・減災事業のために使われます。

○均等割：5、000円(市民税

3、500円、県民税1、50

0円)

○所得割：10%(市民税6%、県民税4%)

納税方法

普通徴収

自営業などの事業所得者は、納付書や口座振替で年4回に分けて納税します。

納期限(第1期)は、6月30日(月)

です。早めの納付を心掛けましょう。

特別徴収第1期

サラリーマンなどの給与所得者は、6月から翌年5月までの12回に分けて給与から差し引かれます。内容については、給与の支払者を通じて通知します。

公的年金からの特別徴収

4月1日時点での年齢が65歳以上で、一定の条件を満たす年金所得者の市・県民税は、年金から差し引かれます。対象者には、税額決定・納税通知書で特別徴収額をお知らせします。また、年金支払者から送付される「年金振込通知書」でも確認できます。

税額の変更、年金の支給停止、市外への転出などがある場合は、

特別徴収が中止になり、普通徴収で納税します。

課税されない人

均等割も所得割も課税されない人

Ⅱ 次のいずれかに当てはまる人

○ 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人

○ 障がい者、未成年、配偶者と死

別・離婚し再婚していない人などで、平成25年中の「合計所得金額」が125万円以下の人

○ 平成25年中の「合計所得金額」

が次の計算式で求めた金額以下の人

$28\text{万円} \times (\text{扶養人数} + 1) + 16\text{万}8,000\text{円}$

所得割が課税されない人Ⅱ平成25

年中の「総所得金額等」が次の

計算式で求めた金額以下の人

$35\text{万円} \times (\text{扶養人数} + 1) + 32\text{万円}$

* 計算式中の「16万8、000円」と「32万円」は扶養親族がいる場合に加算されます

※くわしくは市民税課(☎20・1513)へ。

よくある質問

Q1 平成26年3月20日にA市からB市に引っ越しました。平成26年度の市・県民税はどちらに納めるのでしょうか。

A1 平成26年1月1日現在の住所はA市であるため、平成26年度の市・県民税はA市に納めることになります。

Q2 夫が平成26年1月2日に亡くなりましたが、平成26年度の税額決定・納税通知書が届きました。納める必要はありますか。

A2 平成26年1月1日現在は存命でしたので、市・県民税が課税されます。この場合は、相続人が納めることになります。

Q3 子どもがアルバイトを始めました。扶養控除の範囲内となる収入は130万円未満ですか。

A3 違います。130万円未満というのは、一般的に社会保険の扶養に入ることができる基準であるといわれています。市・県民税や所得税の扶養控除は、給与収入の場合、103万円以内です。